

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 01 月 09 日号をお送りします。

1 月 23 日は IGL の旧正月休暇ですので、1 月 23 日のニュースの配信をお休みさせていただきます。

*===== Index *=====*

▼ 法令情報

>>> Official Letter 4376/TCT-CS 無利息の貸付に関する税務上の留意点

>>> Official Letter 4744/TCT-CS 外国組織との借入契約解除時の税務上の留意点

【税務】 Official Letter 4376/TCT-CS 無利息の貸付に関する税務上の留意点

=====◆◇◆◇◆◇
税務総局は、会社から個人に対する無利息の貸付に関してオフィシャルレター Official Letter 4376/TCT-CS を発行した。以下、当オフィシャルレターにおける税務上の留意点である。

・法人税

個人および組織に対する無利息の貸付は、市場金利を無視した金利設定と解釈される。そのため、税務管理法 Law 78/2006/QH11 第 37 条 1 項 e に基づき、税務局は妥当な貸付金利を決定し、当金利収入に対して法人税が課税される。

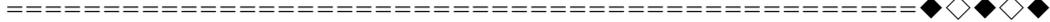
・付加価値税

会社から個人に対する無利息の貸付に対する付加価値税は課税対象外となる。上記オフィシャルレターを踏まえ、特に法人税については税務調査で指摘を受けた場合に追徴課税を要求される可能性があるため、対象の会社は留意いただきたい。

参考文献

2019 年 10 月 28 日付税務総局発行オフィシャルレター Official Letter 4376/TCT-CS

【税務】 Official Letter 4744/TCT-CS 外国組織との借入契約解除時の税務上の留意点



税務総局は、会社が外国組織との借入契約を解除する場合の税務上の扱いに関してオフィシャルレターOfficial Letter 4744/TCT-CS を発行した。

当オフィシャルレターによると、会社が外国組織との借入契約を解除し、借入元本・利息の支払いが免除される場合、税務上の扱いは以下の通りとなる。

- ・外国契約者税
通常外国組織に対する支払利息には外国契約者税が課税されるが、契約解除後は支払利息が発生しないため、外国契約者税も発生しない。

- ・法人税
契約解除に伴い、借入元本・利息は、その他収益として認識され、法人税の課税対象となる。

参考文献

- 2019年11月19日付税務総局発行オフィシャルレターOfficial Letter4744/TCT-CS
- 2019年12月10日付ハノイ税務局発行オフィシャルレターOfficial Letter92132/CT-TTHT